

商号、不正競争・不当表示に注意

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

「知的財産」とは、①発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、②商標・商号・その他事業活動に用いられる商品や役務を表示するもの、③営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報と定義付けられています（知的財産基本法第2条）。

本稿では、前記②と③に着目して商号（商法）、すでに使用されている商品や行為（不正競争防止法）、商品表示に関する形態（不当景品類及び不当表示防止法）の保護や適正な使用について言及します。



2. 商号について

(1) 商号と商標の比較

商号は、個人や企業が営業を行う場合に自己を表示するための名称です。商品やサービスの名称・マークである商標との比較を【図1】に示します。

【図1】商号と商標の比較

	商号	商標
機能（役割）	企業の名称	商品やサービスの名称やマーク
対象	文字のみ（企業形態と一体）	文字、図形、記号等
権利行使	原則不可	損害賠償・使用停止等可能
保護期間	無期限	10年（更新可能）
保護範囲	同一市町村、区等	日本全国
管轄・手続き	法務局で登記	特許庁で審査・登録
法律	商法	商標法

(2) 商号を決めるときの注意点

商号を登記して業務を始めても、企業名が商標権を侵害するとして掲載の中止を求められる場合があります。そのような場合であっても、商号は審査が行われて登録された権利ではなく反論が困難です。やむを得ず、商標として使わないで企業の名称としてのみ使用するか、企業名そのものを変更する対策が考えられます。創業時や企業名設定・変更時に、事前に商標登録調査を行い、同一又は類似にならないようにして危険を回避しておくことが望ましいと思われれます。

なお、商号は企業の形態（「株式会社」等）とセットで登録することが要件ですが、商標出願を企業形態とセットにした場合、全国で1社でも同様の名称で商号が登録されていると商標登録はされないことになっています（法律第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称を含む商標」）。全国の商号登記を小規模企業まで検索することは容易ではなく、企業形態を含む商標出願は慎重に行う必要があります。

3. 不正競争防止法

(1) 内容

不正競争防止法は、産業財産権や植物新品種として登録されていない場合であっても、すでに幅広く使用されている商品や行為を保護することにより、公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保することを目的としています。

そして、法第1条の行為（【図2】参照、理解しやすいよう法文の一部を変更してあります）に該当する場合には、民事上の・差止請求、・損害賠償請求、・信用回復措置請求の対象になると共に、刑事罰の対象にもなります。

【図2】不正競争行為の類型と事例

禁止行為の類型	内容（略記）	事例
商品等表示の混同・冒用（1, 2号）	他人の周知・著名表示と同一又は類似を使用	ウォークマン事件 ルイ・ヴィトン事件
形態模倣商品の提供（3号）	他人の商品形態模倣商品を販売・輸入	たまごっち事件
営業秘密や限定提供データの侵害・不正取得（4-6号）	不正手段で営業秘密や特定者向けデータを取得し利用	ソフトバンク退職時にデータ持ち出し
技術的制限手段無効化装置の提供（17, 18号）	制限されているプログラムや情報の処理を可能にする装置等の提供	B-CASカードを改変
ドメイン名不正取得（19号）	他人のドメイン名を取得・使用	WIPOドメイン名事件
誤認惹起（20号）	原産地、品質等を誤認させる表示	外国産を国産と表記
信用毀損（21号）	競争関係者の虚偽を告知・流布	商標侵害と流布

最近起こった、外国産のワカメを国産（鳴門産）と偽って販売した事件等は、原料の生産地を確認できるか否かの問題ですので、事実を立証できれば判断の食い違いは生じにくいとされています。しかし、すでに使用されている商品等表示の混同・冒用行為（法第2条第1項第1, 2号）は、広く知られていること（周知性や著名性）を証明しなければならず、地域で製造・販売を行っている商品での主張は困難です。また、後発者が既存品をそのまま模倣することは少なく、参考にした上で、比較しながら少し変更して模倣をする場合の多いと言われています。この場合、違法行為を証明することは困難です。近年では、「岩下の新生姜」や「ピーナッツ入り柿の種」のパッケージが類似するとしてトラブルになりましたが、前者は訴求する側がパッケージデザインを変更し、後者は訴求側に有利ではありますが和解が成立しています。判決を得て結論を出すことは、人・時間・費用がかかり困難とともに、主張が完全に認められるとは限らない不安があります。

これらのことから、権利が安定している商標（文字や図形）や意匠（デザイン）の登録を予め得ておくことが模倣防止に優利であり、ブランド化にも望ましいと判断されます。

4. 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）

(1) 景品表示法の概要

景品表示法は、不当な表示や過剰な景品から一般消費者の利益を保護することを目的としています。その中から不当表示部分の概要を【図3】に示します。

【図3】不当表示の概要（第5条第1項）

禁止行為の類型	内 容 (略記)	例
品質の優良誤認表示 (1号)	品質・規格などの内容について実際より優良であると誤認させる。	有名食品ブランドを無断表示、自動車の走行距離減縮、学校や塾の合格実績過大表示、ダイエット効果・ウイルス除去効果・治癒効果を過大表示
有利誤認表示 (2号)	価格や取引条件を有利に見せる。	使用料金、商品の内容量、販売価格、売却益、追加費用
その他の表示規制 (3号)	6つの具体的な告示あり (前2号を補足する内容)	無果汁の清涼飲料水、商品原産国表示、融資費用、おとり広告、サービス料未記載

(2) 特許と景品表示法

特許審査前はもちろんのこと、特許になった後においても発明の内容の法的妥当性は「拒絶の理由がなかったと判断されたことを示すにすぎないのであって、発明の効果・性能に関してすべて実証されていることを担保するものではない。また、特許公報に特定の試験の結論が記載されている場合においても、その記載自体が当該試験の客観性、信頼性を担保するものではない」と判決で説明されています。

一例として、食用植物の栽培方法やその実施のための装置の構造が特許になったが、登録後にその栽培方法を規制する法規が制定され、実施の可否が議論になった事があります。そのような場合、技術内容を有用な方法や装置であるとして規制開始後も継続して宣伝・販売をしていると、特許と認められた技術であっても不当表示に該当する危険があります。

このように、特許であっても法的に幅広く保護されるとは限らないので、実施にあたっては法規制等にも注意している必要があります。

5. まとめ

知的財産権として登録されていなくとも、社会で事業を行い、生活するうえで守らなければならないことが多くあります。模倣を行わない、人の迷惑になることを行わないことはもちろんのこと、自己を守るためには登録制度のある知的財産権を可能な限り取得しておくことが望ましいと考えます。このような登録は市場において優位性を保つ道具にもなりますので、登録制度を活用されることをお勧めします。

また、特許になっているからといって、発明内容の実施がすべて許可されているわけではないので、その分野の法規制に留意している必要があります。

INPIT 長野県知財総合支援窓口は知的財産権としてこれらの権利を守ると共に、産業の発達に寄与すべく支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

(原稿作成2022年9月)